

狩留賀海浜公園指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項並びに呉市都市公園条例第3条の7の規定により，施設の設置目的及び関係法令を念頭に置き，安全かつ効率的に施設を管理運営することができる指定管理者を募集します。

2 施設の概要等

(1) 設置目的 狩留賀海浜公園の健全な発達を図ることにより，公共の福祉の増進に資することを目的としています。

(2) 名称及び位置 狩留賀海浜公園 呉市狩留賀町地内

(3) 施設 別添のとおり（資料1）

(4) 供用日及び供用時間

供用日	供用時間
7月1日から8月31日まで	午前9時から午後9時まで
1月1日から4月30日まで及び 11月1日から12月31日まで	午前9時から午後5時まで
5月1日から6月30日まで及び 9月1日から10月31日まで	午前9時から午後7時まで

※ 災害などにより来園者への危険が予測される場合等，市長が認める場合は，臨時に供用時間を変更し，若しくは休園とすることがあります。

3 管理運営の基本事項

(1) 呉市都市公園条例，呉市都市公園条例施行規則及び都市公園法その他関係法令に基づき，適切な管理を行うこと。

(2) 公の施設であることを認識し，公平な管理を行うとともに利用者へのサービスの向上に努めること。

(3) 施設の効用を最大限に発揮し，管理経費の節減を図ること。

4 指定管理者の業務

狩留賀海浜公園及び附属施設の維持及び管理に関する業務並びに当該業務に付随する業務

※ 詳細については，別紙「仕様書」のとおり。

5 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

ただし，管理を継続することが適当でないと認めるときは，指定管理者の指定を取り

消すことがあります。

指定の議決を受けた者は、自己の責任と負担において、平成27年4月1日から円滑に指定管理に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えなければならないこととします。

6 申請資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。また、狩留賀海浜公園管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者としてください。）。
- (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（以下「手續条例施行規則」という。）第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

【手續条例施行規則抜粋】

（欠格事項）

第2条 市長は、条例第2条に規定する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体については、条例第3条の規定による指定管理者（条例第1条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者としての選定をし、又は指定管理者としての指定をしない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 市税及び県民税の滞納がある者
 - エ 市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 法人市民税、消費税及び地方消費税について滞納がある団体
- (5) 呉市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある法人（市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。）

- (3) 法人にあつては、当該法人及び代表者について、市町村税の滞納がないこと。
- (4) 法人でない団体にあつては、代表者について、市町村税の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定により呉市における一般競争入札等の参加

を制限されていないこと。

※申請は1団体1申請とします。

7 募集要項の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
呉市役所本庁6階 呉市土木部公園緑地課
TEL 0823-25-3668

(2) 配布期間 平成26年7月16日(水)から平成26年8月15日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。))は除きます。)午前8時30分から午後5時15分まで

※募集要項は、呉市ホームページ(<http://www.city.kure.hiroshima.jp/>)にも掲載します。
仕様書、提出書類等は上記配布場所にて配布

8 現地説明会

現地説明会を平成26年7月23日(水)午前10時に狩留賀海浜公園管理事務所に
おいて予定しています。参加者は平成26年7月18日(金)までに電子メール(E-mail
kouen@city.kure.lg.jp)により申し出てください。(標題を「狩留賀現地説明会申込」と
し、所在地、名称、担当者、部署名、電話番号、参加者氏名等を記入し送信してくださ
い。)

9 応募に関する質問

(1) 受付期間

平成26年7月16日(水)から平成26年8月8日(金)まで

(2) 質問の方法

電子メールにより送付してください。(別紙質問書)

(3) 回答の方法

質問に対する回答は、仕様書等を配布したすべての者に対して、電子メールで行い
ます。

質問日から起算しておおむね3開庁日以内に随時回答します。なお、内容等により
時間を要する場合があります。混乱や伝達の不備を回避するため、電話や口頭等によ
る質問には応じられません。

10 指定管理者指定申請書の提出先及び受付期間

(1) 提出先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
呉市役所本庁6階 呉市土木部公園緑地課

(2) 受付期間

平成26年7月16日(水)から平成26年8月15日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日をい
う。))は除きます。)午前8時30分から午後5時15分まで

(郵送可、必着とします。)

1.1 提出書類

指定管理者指定申請書（様式第1号）その他必要書類

※提出部数は、正本1部、副本10部とし、原則A4判縦型で作成してください。
提出された書類は返却いたしません。また、電子データも併せて提出してください。
申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、選定の公表等に必要な場合は、呉市が申請書類の一部又は全部を無償で使用できることとします。

1.2 指定管理者の候補者の選定

(1) 候補者の選定方法

呉市公の施設指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年呉市条例第82号）第3条の規定により、指定管理者選定委員会による提案内容等の審査に基づき、指定管理者の候補者を1者選定します。審査の結果、候補者として適した者がないと認める場合は、候補者を選定しない場合もあります。

(2) 候補者の選定基準

選 定 基 準	配 点
① 事業計画書の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。 【評価の視点】 ・利用者の平等利用が確保される内容か。 ・不当な利用制限項目はないか。 ・特定の者のみに有利な利用形態となっていないか。	適・否 ※否は失格
② 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。 【評価の視点】 ・施設の設置目的や性格等についての理解はどうか。 ・適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。 ・災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか。	適・否 ※否は失格
③ 事業計画書の内容が、施設の利用促進が図られるものであること。 【評価の視点】 ・施設の利用促進に係る具体的な取組（サービス向上等）はどうか。 ・利用者の要望の把握、業務への反映等 ・利用案内、広報活動などの取組について	2.5
④ 事業計画書及び収支予算書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。 【評価の視点】 ・収支予算書の内容が適正な管理に支障を来す恐れのないものか。 ・管理経費の縮減のための工夫がなされているか。	2.5
⑤ 施設の管理を安定して行う能力を有していること。 【評価の視点】 ・経営状況は安定しているか。 ・職員の技術力や能力向上等の育成を適切に行う等、安定した管理を行える体制（人員配置、資格等）になっているか。 ・苦情、トラブル等に適切に対応できるか。 ・事故や災害等の緊急事態に対応可能な体制になっているか。 ・類似施設等の管理運営実績を有し、公園施設の管理に関する知識を	2.5

十分に有しているか。	
⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 【評価の視点】 ・海水浴利用について，利用しやすい状況となっているか。 ・水難事故に対応する，十分な対策が考えられているか。 ・渋滞緩和策がなされているか。	25
合 計 点 数	100

※ 申請者が1者の場合は，各基準について，その適否（否は失格）を審査します。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は，すべての応募団体に，文書で通知するとともに，ホームページなどで公表（応募した団体すべての団体名及び得点など）します。

なお，公表までの間，応募団体名又は応募団体の数，選定結果等についての問い合わせには回答いたしません。

選定委員会は非公開とし，審査結果に係る質問及び異議については受け付けません。

(4) 指定の取消し等

指定候補者が，協定の締結の前後を問わず，次の事項に該当するときは，その指定を取消し，協定を締結しないことがあります。

その際，指定管理者に損害が生じても，呉市は賠償の責めを負いません。

ア 資金事情の悪化等により，事業の履行が確実でないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により，指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1.3 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者として選定された団体を，地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき，呉市議会に提案し，議決後に指定管理者として指定します。

なお，呉市議会において否決された場合は，指定できません。この場合呉市は，一切の損害賠償等の責任を負いません。

呉市議会への提案は，平成26年12月定例会を予定しています。

指定に当たっては，指定団体に文書で通知するとともに，呉市公告式条例（昭和25年呉市条例第32号）の定めるところにより告示します。

(2) 協定の締結

呉市と指定管理者は，狩留賀海浜公園の管理に関して，指定期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。

ア 基本協定の内容

(ア) 業務に関する基本的な事項

(イ) 呉市が支払うべき指定管理料に関する基本的な事項

(ウ) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(エ) 事業報告・業務報告に関する事項

(オ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

- (カ) リスクの管理・責任分担に関する事項
 - (キ) モニタリングに関する事項
 - (ク) その他
- イ 年度別協定の内容
- (ア) 当該年度に市が支払うべき指定管理料に関する事項
 - (イ) その他

1.4 事業計画策定の留意事項

(1) リスクの管理・責任分担の詳細については別途協定で定めませんが、基本方針については次のとおりです。

項 目	指定管理者	呉市
施設の管理（案内，警備，苦情対応，広報等）	○	
公園施設，設備，備品の維持管理（清掃，施設保守点検，設備等法定点検，安全衛生管理費支出，光熱水費支出等）	○	
災害時対応（連絡体制確保，被害調査・報告，応急措置等）	○ ※①	○ (指示等)
災害復旧（本格復旧）		○ (軽微なものを除く)
公園内の使用許可等	○ (右欄に記載するものを除く)	○ (目的外使用，設置管理許可，占用の許可，行為の許可等に限る)
公園内施設の整備，改修，修繕等	○ (50万未満)	○ (50万以上)
火災保険の加入		○ (建物総合損害共済)
施設全般の管理運営に必要な総合保険の加入	○	
包括的管理責任（指定管理者の管理瑕疵を除く）	○ ※①	○ (指定管理者の管理瑕疵を除く)
税制変更	指定の期間中に税制変更がある場合は，協議により対応を決定します。	

※① 第1次責任は指定管理者にあることを意味します。

(2) 料金

ア 徴収した使用料等は，呉市の収入として取り扱います。（地方自治法に規定されている利用料金制度は採用しません。）

(3) 指定管理料

ア 呉市は、指定管理に要する経費を、毎年度の予算の範囲内において指定管理者に委託料として支払います。

イ 指定管理料の具体的な額や支払方法等は、協議の上、年度ごとに協定で定めることとします。

指定管理料は、過不足が生じた場合も原則精算は行いません。

ただし、基本的な計画（協定）内容に変更が生じた場合は、指定管理料を変更することがあります。

指定管理料には、人件費、管理費（消耗品費、光熱水費、修繕費（大規模なものを除く。）、通信運搬費、保険料、委託費等）、公課費などを含むものとします。

(4) 会計管理

指定管理者は管理運営に係る経理事務を行うに当たり、法人等の経理から分離した、別の経理区分を設け、収支を明らかにしてください。

また、専用の口座を開設することとします。

(5) 従業員配置

指定管理者は、現地での責任者を定め、業務を円滑に行うため、適切な従業員を配置することとします。

業務の履行に必要な従業員を配置し、管理に必要な接遇、研修を行ってください。

1 5 指定管理者の指定申請に係る留意事項

(1) 事業計画書の内容が、呉市の新たな費用の発生を伴うものであるときは、その費用は、原則として全額提案者の負担とします。

また、条例改正を伴う指定提案内容は、原則として採用することはできません。

(2) 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(3) 申請書提出後は、提出書類の記入内容を変更することはできません。

(4) 条例による欠格事項の確認などのため、法人等の主要構成員（取締役、理事等）に係る住民票又は住民票記載事項証明書等の提出を求めることがあります。

(5) 指定管理者指定申請書提出後に辞退をする場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

1 6 配付資料

狩留賀海浜公園管理運営業務仕様書

呉市都市公園条例及び同施行規則

呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同施行規則

参考（詳細図、狩留賀海浜公園の主な施設及び設備、備品一覧、経費実績、通常期及び夏季の主な業務内容）

指定管理者指定申請書（様式第1号）

事業計画書（様式第2号）

収支予算書（様式第3号）

質問書

●問い合わせ先

呉市土木部公園緑地課（呉市役所6階）

担当：後山，中元，谷田

〒737-8501 呉市中央四丁目1番6号

TEL 0823-25-3668

FAX 0823-32-0073

E-mail kouen@city.kure.lg.jp